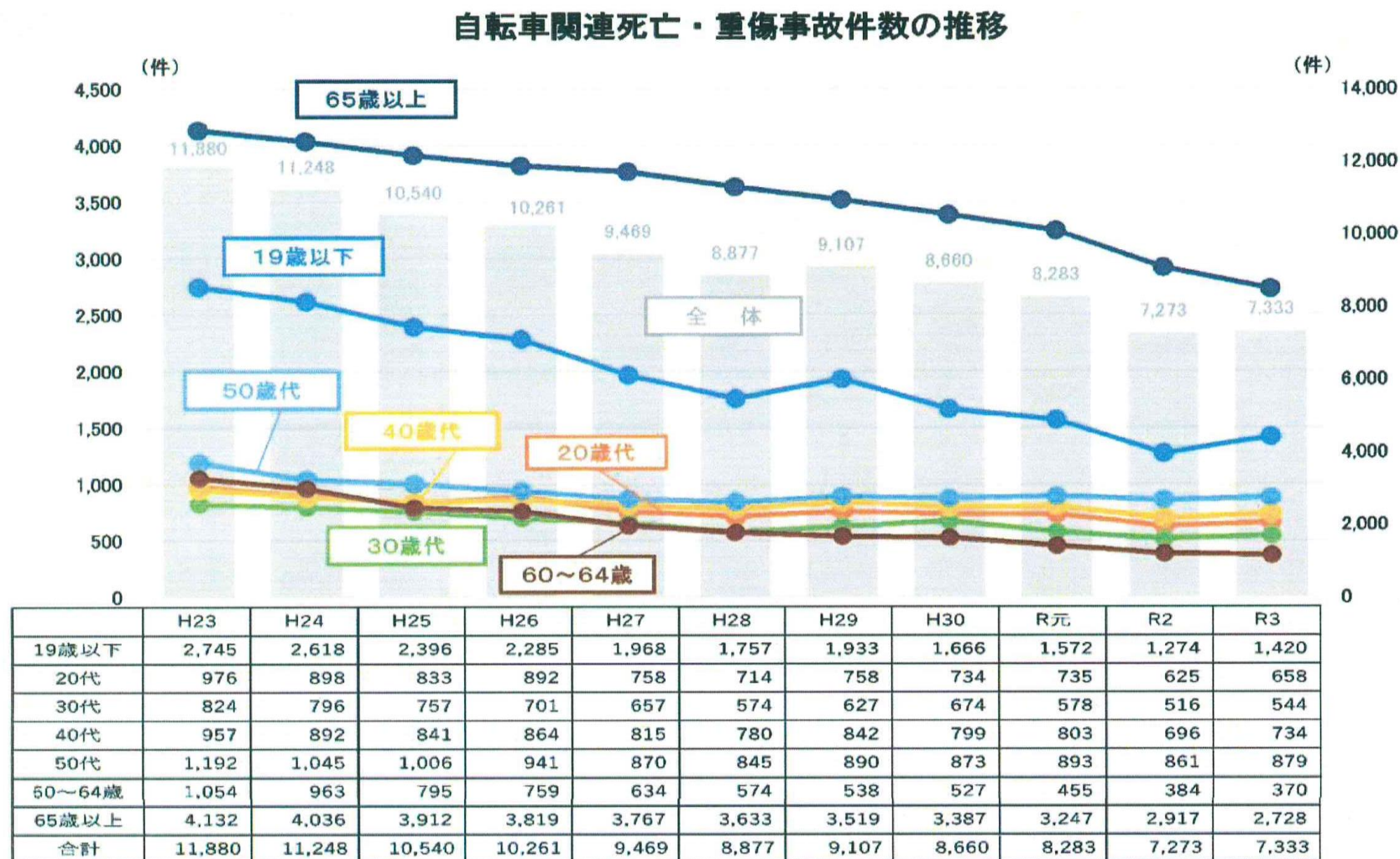


1 自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

図 自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年～令和3年)



注・自転車乗用者が第1又は第2当事者となった事故の件数であり、同じ条件の自転車乗用者の相互事故は1件とし、第1当事者の件数を計上した。以下同じ。

2 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

自転車関連死亡・重傷事故件数では、**高校生は**小中学生と比較して**2倍程度**で推移

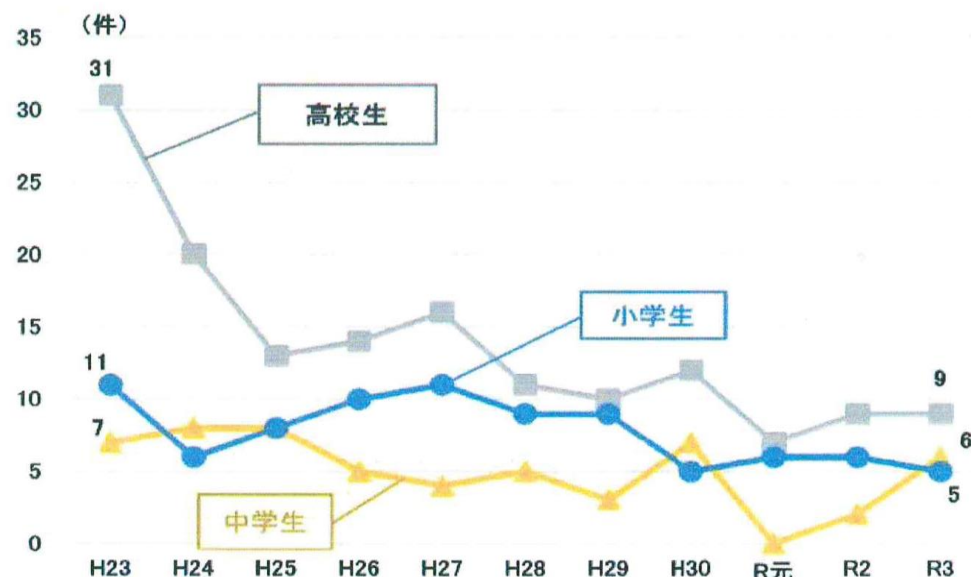
図 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年～令和3年)

児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移



図 児童・生徒の自転車関連死亡事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年～令和3年)

児童・生徒の自転車関連死亡事故件数の推移



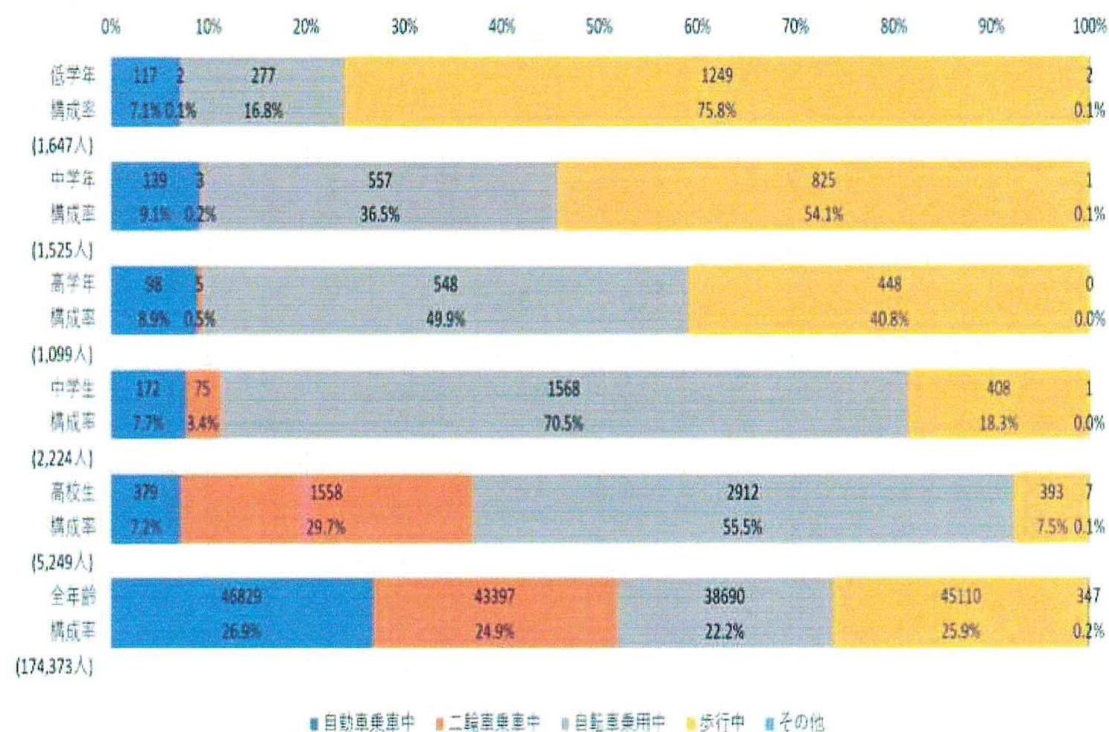
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
死亡・重傷事故	高校生	1,059	1,037	945	938	788	785	806	763	749	561	655
	中学生	686	651	583	539	460	355	459	377	343	300	326
	小学生	659	626	559	539	418	395	430	279	258	237	247
うち死亡事故	高校生	31	20	13	14	16	11	10	12	7	9	9
	中学生	7	8	8	5	4	5	3	7	0	2	6
	小学生	11	6	8	10	11	9	9	5	6	6	5

3 児童・生徒の状態別死者・重傷者数

図 児童・生徒の状態別死者・重傷者数(平成29年～令和3年合計)

児童・生徒の状態別死者・重傷者数

	自動車乗車中	二輪車乗車中	自転車乗用中	歩行中	その他	合計
低学年	117	2	277	1,249	2	1,647
構成率	7.1%	0.1%	16.8%	75.8%	0.1%	100%
(1,647人)						
中学年	139	3	557	825	1	1,525
構成率	9.1%	0.2%	36.5%	54.1%	0.1%	100%
(1,525人)						
高学年	98	5	548	448	0	1,099
構成率	8.9%	0.5%	49.9%	40.8%	0.0%	100%
(1,099人)						
中学生	172	75	1,568	408	1	2,224
構成率	7.7%	3.4%	70.5%	18.3%	0.0%	100%
(2,224人)						
高校生	379	1,558	2,912	393	7	5,249
構成率	7.2%	29.7%	55.5%	7.5%	0.1%	100%
(5,249人)						
全年齢	46,829	43,397	38,690	45,110	347	174,373
構成率	26.9%	24.9%	22.2%	25.9%	0.2%	100%
(174,373人)						



4 道路交通法の一部を改正する法律(概要・抜粋)

令和4年4月27日公布

全ての年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化 (施行日: 公布日から1年以内の政令で定める日)

- ・ 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用が望ましい。
- ・ 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が浸透していない。
- ・ 第11次「交通安全基本計画」において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨

○ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務化

新たな交通ルール(特定小型原動機付自転車) (施行日: 公布日から2年以内の政令で定める日)

- ・ 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。



(1) 最高速度、車体の大きさ等

- ・ 最高速度: 一般的な自転車利用者の速度(時速20km以下)
- ・ 車体の大きさ: 長さ190cm×幅60cm
※ 普通自転車相当

(2) 運転することができる者

- ・ 年齢制限(16歳未満の者は運転を禁止)、運転免許は不要
- ・ 販売やシェアリング事業を行う者に対し、交通安全教育を行う努力義務を課す

現在は、
原動機付自転車
に該当し、
原付以上の免許
が必要

(3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車歩道通行可の歩道のみ)等の通行可

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 全ての年齢層で、着用は努力義務

(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)